

人事院会議議事録

会議日

令和8年1月29日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
小川補償課長

議題

人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)等の改正

議事の概要

- 議題「人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)等の改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

災害補償報告書等の様式及び記入要領の見直しに伴う人事院規則等の改正

院議資料

令和8年1月
職員福祉局

1. 制度の概要

- ✓ 人事院は、実施機関に対し、各年度における補償及び福祉事業の実施状況を、「災害補償報告書」等により報告するよう義務付け【規則16—4第30条】
… 実施機関からの報告を基に国家公務員災害補償統計を作成・公表。当該統計資料は、予算計上の基礎や制度・運用の改善に係る検討等に活用
- ✓ 「災害補償報告書」等の様式や記入要領は、規則16—4の運用について（以下「様式通達」という。）で詳細に規定【様式通達第36条関係、別紙46～54、58】

2. 見直しの経緯

- ✓ 当該報告は、災害の認定件数、支給金額、災害の様態など報告事項が詳細且つ多岐にわたり、実施機関及び人事院双方の負担が大きい。
- ✓ 実施機関及び人事院双方における入力・集計の効率化や実施機関からの報告誤り防止のためには、報告フォーマットや記入要領の見直しを随時、柔軟に行う必要があるが、法令上で「災害補償報告書」等の様式や記入要領を細部に至るまで厳格に規定するという現行の方式では適切に対応できない。

3. 見直しの方向性

- ✓ 統計の作成趣旨に照らして現行の報告項目について必要性を再検証し、継続的に把握する必要性が低い一部の項目を削除
- ✓ 「災害補償報告書」等の様式や記入要領を法令上で規定する方式を廃止し、法令上は「報告を求める事項」のみを明確に規定
- ✓ 見直し後は、実務上の対応として、より分かりやすく、入力・集計しやすい報告フォーマットや記入の手引き等を作成し、実施機関へ報告を依頼する際に配布

4. 改正内容

上記3を実現するため、以下のとおり関連する規則等を改正

人事院規則の改正

- 規則16—4：報告様式の廃止に伴い、「災害補償報告書」等の様式があることを前提とした規定を削除し、報告を求める事項を「人事院が定める」事項と規定
- 規則1—34：「災害補償報告書」等の規定の削除に伴う所要の改正

人事院公示・事務総長通知の改正（参考）

- 昭和58年人事院公示第4号：規則16—4において、「人事院が定める」こととした報告事項を定める権限を事務総長へ委任
- 様式通達：報告様式及び記入要領を削除し、様式に代わり報告事項を規定

【参考】

◎ 現在、様式通達において定めている報告様式

別紙	報告内容
46	補償の種類別の実施件数、金額
47	傷病補償年金、障害補償の等級別件数
48	公務災害及び通勤災害の調査・認定状況件数
49	公務災害の事由別認定件数
50	通勤災害の態様別認定件数
51	第三者加害行為の認定件数
52	補償毎の免責件数・免責金額
53	福祉事業の種類別の実施件数
54	特別給付金の実施件数、金額

見直し前後の対応関係

◎ 見直し後に、報告を求める事項として「人事院が定める事項」

項目	報告事項
(1)	補償の種類別の件数及び金額
(2)	傷病補償年金の傷病等級別の件数及び障害補償の障害等級別の件数
(3)	公務上の災害であると認定した事案の事由別及び事故発生年度別の件数
(4)	通勤による災害であると認定した事案の態様別及び事故発生年度別の件数
(5)	公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した事案の事故発生年度別の件数
(6)	公務上の災害であるかどうか又は通勤による災害であるかどうかの認定を行っていないものの事故発生年度別の件数
(7)	福祉事業の種類別の件数及び金額
(8)	その他補償及び福祉事業の実施に関する必要な事項

※別紙51、52における報告内容は、毎年継続的に把握する必要性が低いことから今後は報告事項から削除

引き続き報告を求める別紙46～50、53、54の内容に関しても、細部の内訳などは一部削除するなど簡略化（削除例：別紙50 通勤時の被災時点の内訳「合理的経路上」、「経路逸脱後」、「中断後」）

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一六―四―三〇

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（人事院への報告）</p> <p>第三十条 実施機関は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度における補償の実施</p>	<p>（人事院への報告）</p> <p>第三十条 実施機関は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度における補償の実施</p>

状況及び福祉事業の実施状況として人事院が定めるものを人事院に報告しなければならない。

状況及び福祉事業の実施状況を、災害補償報告書、福祉事業報告書及び特別給付金支給報告書により、人事院に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第二条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第

三条、第四条関係）

一〇八（略）

九 災害補償

人事管理文書の区分	(略)	人事管理文書の例	保存期間	保存期間 満了時の 措置	
	(略)				
	(略)				
	(略)				
規則一六 ―四（補 償及び福 祉事業の 実施）	第三十条の報告 の文書	補償の実施状況及 び福祉事業の実施 状況の報告の文書	三年	廃棄	
					(略)
					(略)
					(略)

十〇二十
(略)

改正前

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第

三条、第四条関係）

一〇八（略）

九 災害補償

人事管理文書の区分	(略)	人事管理文書の例	保存期間	保存期間 満了時の 措置				
	(略)							
	(略)							
	(略)							
規則一六 ―四（補 償及び福 祉事業の 実施）	第三十条第一項 の災害補償報告 書	災害補償報告書	三年	廃棄				
					第三十条第一項 の福祉事業報告 書	福祉事業報告書		
							第三十条第一項 の特別給付金支 給報告書	特別給付金支給報 告書

十〇二十
(略)

備考

一
五
(略)

備考

一
五
(略)

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の九の表規則一六―四(補償及び福祉事業の実施)の項に掲げる人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。